



草加市監査委員告示第1号

監査の結果に関する報告について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した定例監査の結果に関する報告を同条第9項及び第10項並びに草加市監査基準（令和2年監査告示第4号）第17条の規定により、次のとおり公表する。

令和4年3月29日

草加市監査委員 中 村 幸 彦

草加市監査委員 新 井 貞 夫

令和3年度定例監査 結果報告

草加市監査基準（令和2年監査告示第4号）に準拠した定例監査を実施しましたので、次のとおり報告します。

なお、新井貞夫監査委員については、地方自治法199条の2の規定に基づき、議会事務局のうち政務活動費交付金に係る監査については除斥しました。

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定例監査

2 監査対象部局

市長室、総務部、自治文化部、議会事務局

3 監査対象事務

令和2年度及び令和3年度に執行された財務に関する事務とし、必要と認める場合は、令和元年度以前についても監査の対象としました。

なお、令和3年度については、原則として9月30日までに執行されたものとしました。

4 監査期間

令和3年7月14日（水）から令和4年2月21日（月）まで（講評を含む。）

5 監査の着眼点

「財務事務監査の着眼点」のとおり

6 監査の実施内容

草加市監査基準第10条の規定に基づき、監査対象の事務事業が、関係法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているかを、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等、通常実施すべき監査手続により実施しました。

7 監査結果

(1) 市長室

市長室には、広報課、秘書課、広聴相談課及び危機管理課が置かれ、4課の体制となっています。

令和2年度の職員体制及び歳出決算額については次の表のとおりです。

○職員数（令和3年3月1日時点）※水道事業・病院事業を除く

部局	人数
市長室	19人
その他の部局	1,228人
全体	1,247人

○令和2年度歳出決算額（一般会計）

部局	歳出決算額
市長室	3,190,561,151円
その他の部局	103,257,860,451円
全体	106,448,421,602円

市長室は、市長を補佐するとともに、市民との情報共有の推進を図る役割を担っている組織であると捉えています。

広報課においては、月2回の広報そうかの発行やホームページを通じて市政情報を市民に提供するとともに、市の魅力を市内外に発信するシティプロモーションに関する事務などを行っています。

秘書課においては、市長及び副市長の執務における対外的及び庁内の調整をはじめとする秘書業務、市政にご協力いただいている方々へ感謝し市民同士の交流の場として開催する賀詞交歓会に関する事務などを行っています。

広聴相談課においては、市民からの相談や提言、要望等についての対応を行うとともに、市長への手紙、Eメールにより市民の行政ニーズを把握し、また、市民が抱える諸問題に対する解決の一助となるよう、職員や専門家による各種相談の実施に関する事務などを行っています。

危機管理課においては、草加市地域防災計画等に基づき、自然災害及び人為的災害等からの被害の軽減と被害拡大を防ぐ体制を整備し、地域の機能及び市民の生命、身体及び財

産の保護することに関する事務などを行っています。

令和2年度から令和3年度に執行された財務に関する事務について監査を実施したところ、概ね適正に執行されていると認められました。

しかし、一部に適正を欠くものが見受けられましたので、適切な措置を講じてください。

指摘事項

補助金に係る事務手続の不備について【危機管理課】

補助金に係る事務手続において、補助対象年度外の経費について補助金を支払っているものが一部見受けられました。

補助金は、一部の事業や団体等に交付されるものであり、さらには貴重な税金で賄われているものであることから正確な処理が求められるため、審査にあたっては、事務ミスを防止する体制の検討を含め、常に適正な補助金支出が執行されるよう努めてください。

(2) 総務部

総務部には、庶務課、IT・市民サービス推進室、職員課、市民税課、資産税課、納税課、契約課、工事検査課及び税外債権管理室が置かれ、7課2室の体制となっています。

令和2年度の職員体制及び歳出決算額については次の表のとおりです。

○職員数（令和3年3月1日時点）※水道事業・病院事業を除く

部局	人数
総務部	145人
その他の部局	1,102人
全体	1,247人

○令和2年度歳出決算額（一般会計）

部局	歳出決算額
総務部	1,476,303,173円
その他の部局	104,972,118,429円
全体	106,448,421,602円

総務部は、条例・規則の制定改廃、文書、統計、人事、契約、工事の検査等の組織管理に関する所属と、市税の賦課徴収及び国民健康保険税の徴収に関する所属とで構成されています。

総務部を対象とした平成28年度定例監査の実施時から2室増え、平成30年度に設置された税外債権管理室では、税外債権管理の適正化の推進に関する業務を担っています。また、令和2年度に設置されたIT・市民サービス推進室では、ICTを活用した市民サービス及び業務改善に関する業務や、マイナンバーカードの活用に関する業務等を担っています。

令和2年度及び令和3年度に執行された財務に関する事務について監査を実施したところ、概ね適正に執行されていると認められました。

(3) 自治文化部

自治文化部には、みんなでまちづくり課、産業振興課、都市農業振興課、文化観光課及びスポーツ振興課が置かれ、5課の体制となっています。

令和2年度の職員体制及び歳出決算額については次の表のとおりです。

○職員数（令和3年3月1日時点）※水道事業・病院事業を除く

部局	人数
自治文化部	49人
その他の部局	1,198人
全体	1,247人

○令和2年度歳出決算額（一般会計）

部局	歳出決算額
自治文化部	2,193,370,702円
その他の部局	104,255,050,900円
全体	106,448,421,602円

自治文化部は、地域コミュニティの発展を図り、地域の特性を活かし、市民の力、地域の力を発揮することに寄与する組織であると捉えています。

みんなでまちづくり課においては、地域コミュニティの活性化の促進、町会・自治会やまちづくり活動の支援、草加のにぎわいづくりなどを行っています。

産業振興課においては、市内産業の振興、地場産業の育成、中小企業の支援、商店街や駅周辺等の市街地の活性化などを行っています。

都市農業振興課においては、農産物の生産振興、都市農業の育成・支援、農用地利用の促進や農業用水路の維持管理などを行っています。

文化観光課においては、文化芸術の振興、本市のブランド力の向上に資する観光施策の推進、都市山村交流や国際交流に係る事業などを行っています。

スポーツ振興課においては、生涯スポーツ活動の推進、スポーツ団体の育成、各種大会や教室開催による市民の健康づくりの推進、学校体育施設や地域グラウンドの開放に係る業務などを行っています。

令和2年度から令和3年度に執行された財務に関する事務について監査を実施したところ、概ね適正に執行されていると認められました。

しかし、一部に適正を欠くものが見受けられましたので、適切な措置を講じてください。

指摘事項

補助金に係る事務手続の不備について【都市農業振興課】

補助金に係る事務手続において、余剰金の精算を行っていないもの等、一部適当でないと思われる内容のものが見受けられました。

補助金は、一部の人や団体に交付されるものであり、その財源は市税その他の貴重な財源で賄われるものであることから、公正性・効率性が求められます。市民への説明責任を果たすため、適正かつ正確な事務処理を行ってください。

(4) 議会事務局

議会事務局は、草加市議会事務局設置条例に基づき、市議会に属する事務を処理するための補助機関として設置されており、総務及び議事調査の2グループが置かれています。

令和2年度の職員体制及び歳出決算額については、次の表のとおりです。

○職員数（令和3年3月1日時点）※水道事業・病院事業を除く

部局	人数
議会事務局	11人
その他の部局	1,236人
全 体	1,247人

○令和2年度歳出決算額（一般会計）

部局	歳出決算額
議 会 事 務 局	287,324,391円
そ の 他 の 部 局	106,161,097,211円
全 体	106,448,421,602円

議会事務局は、住民全体を代表する機関である市議会のもとに置かれ、多様な民意の反映、利害の調整、住民の意見の集約等を行う市議会に寄与する組織です。二元代表制の一翼を担う市議会の機能が十分に発揮されるよう、議会活動のサポートを行っています。

具体的には、議員の身分、福利厚生、報酬や政務活動費等の支出、本会議及び各委員会に関することや、議案や市政の調査を行っています。また、議会の情報を広く市民へ提供するため、市議会だよりの発行をはじめ、市議会ホームページを運営するほか、本会議の様子をライブ中継・録画放映する等、様々な媒体により議会情報を発信しています。

令和2年度及び令和3年度に執行された財務に関する事務について監査を実施したところ、概ね適正に執行されていると認められました。

8 意見

(1) 市長室

近年の社会環境の急速的变化に加えて、新型コロナウイルス感染症の蔓延、さらに首都直下地震や風水害などの自然災害をはじめ人為的災害や武力攻撃事態等の様々な懸念が高まっている中、複雑化しつつある課題の解決、住民の不安感を解消することは基礎自治体である市町村の責務であり、この務めを果たすことにおいて、市民と行政との情報共有は第一義的な役割を有するものであるといえます。

市長室には、市民と行政のパイプ役としてその任を負っていると同時に、市長のサポート役、さらには防災・危機管理体制の整備や非常時の対応におけるコントロール役として、多岐かつ非常に重要な役割が求められています。

この点、各所属とも自身の役割を強く意識しながら真摯に業務を遂行している姿が今回の監査から見て取れました。その一方で、一部の事務手続において書類の見落としや決裁文書に記載すべき事項の記載漏れ等の不備が見受けられました。補助金申請台帳による進捗管理等、工夫して正確な事務執行に努められていますが、さらに複数担当制やダブルチェック体制の強化等、組織として避けられぬヒューマンエラーを意識した上での体制づくりを検討されることを望みます。

目まぐるしく変化する環境の下、厳しい財政状況が続くことが見込まれますが、良質な住民サービスを提供できる自治体であり続けるために、住みたい・住み続けたいと思っていただけることが必要です。今後も市民と行政の架け橋として絶えず流動するニーズを的確に把握するとともに、さらに発信力を強化することで草加市のブランド力向上に寄与されることを切に願います。

(2) 総務部

令和元年度に導入された文書管理システムによって文書の電子化が可能となり、本市における文書の取扱いが大きく変わりました。システムの運用開始に際しては、電子化に対応させた文書管理規則の改正や、事務手引の作成、試験運用の実施など、庶務課が中心となって円滑な移行に尽力されたところです。これまで紙の文書で行われていた決裁や供覧が電子化されたことで、決裁に要する時間の短縮、文書の検索性の向上、保管文書の削減など事務の効率化が大きく図られています。その一方、起案文書や収受文書、報告書の供覧等における取扱いが所属によって異なり、文書管理規則が遵守されていないといった例が見受けられました。文書管理システムの活用は経済性、効率性、有効性を向上させるもので、業務改善に非常に効果的であり、情報公開の上でも重要な取組と考えられますので、より一層、適正な運用の周知に努めてください。また、業務改善を進める IT・市民サービス推進室では新庁舎の窓口システムについて検討されています。市民サービスの向上が職員の負担軽減にもつながるような取組に期待しています。

総務部は、歳入の根幹となる市税等の賦課徴収事務を担い、令和2年度決算では、市税における現年課税分の収納率が99.0%となりました。これは、スマホ決済アプリの導入など納付手段の拡大を図り、利便性を向上させてきたことに加え、滞納を翌年度に送らないという収納対策を継続してきた大きな成果です。収納率の向上も大切ですが、この水準を維持することが肝要です。引き続き、徴収事務へのご尽力をお願いします。また、市税以外の債権についても、適切な管理を推進し、知識や経験、具体的な手法を全庁的に共有することは、歳入につながるべき債権の損失を防ぐ非常に重要な取組です。税外債権管理室による業務の遂行に期待しています。

人事管理の面では、令和5年度から定年の段階的な引上げが予定されており、行政サービスを将来にわたって安定的に提供できる体制を確保するため、中・長期的な視野において職員の定数管理が必要です。特に、採用希望者の確保と、若手・中堅職員の退職には危機感を持った対策が求められます。実践的な研修による人材育成をはじめ、職場環境の見直しや、業務量・業務内容に応じた職員体制の充実を図り、安心して働ける職場づくりが

急務です。そのためにも組織全体の方向性を明確に示し、管理監督職を中心としたマネジメントの強化と組織としての意識改革が不可欠です。その上で、令和2年度「働き方改革」検討部会報告書（令和3年3月23日）に基づく個別の取組を確実に履行してください。

総務部は草加市行政組織条例において「他の部に属さない事項の調整に関すること」が事務として定められています。社会状況の変化や制度変更により既存の枠組みでの対応が難しい場面や、緊急性のある課題が生じた際には、組織の中心となって部局間の連携を図り、持続可能な市政運営に尽力されることを願います。

(3) 自治文化部

自治文化部は、様々な角度から地域の活力を生み出し、魅力あるまちづくりに寄与する事業を行っています。部の特性から、イベントなど一度に多くの人が集まる事業も多く、令和2年度、3年度においては新型コロナウイルスの影響により通常通りに実施することが難しい事例も多く見受けられましたが、オンラインによるイベントの開催や新たな経済支援の創設など、現状に打ち勝つため「今できることをやる」という意志を強く感じることができました。社会情勢がめまぐるしく変化する中において、地域のニーズを的確に吸い上げ、スピード感を持って事業展開をする姿勢は非常に心強く思えます。

今回監査を行った中で、補助金に係る事務手続において、一部適正を欠く内容のものが見受けられました。補助金は市の貴重な財源をもとに一部の対象者に交付するものであることから、地域との協力関係において重要かつ有効である一方、公正性及び効率性が強く求められます。市と補助対象者双方が認識を持ち、適度な距離感を保つことでより適正な執行に努めてください。また、要綱等で定められた補助内容の見直しについても、形骸化することなく、時勢に即した実効性のある作業となるよう留意してください。

近い将来、本格的な人口減少社会を迎えることが確実視されている現状において、まちなぎわいの創出はより一層重要なものとなっています。中・長期的な視点に立ち、引き続き、固定観念にとらわれない柔軟な発想で「快適都市―草加―」の実現に向け、様々な事業に取り組んでいくことを強く望みます。

(4) 議会事務局

市議会は、住民を代表する機関として、条例や予算の議決を中心に政策形成機能を有し、執行機関を監視する大変重要な機関として位置付けられています。

市議会の補助機関である議会事務局が、適正に事務を行うことは、本市が地方公共団体として健全な行財政運営をしていく上で、非常に重要であると考えます。

今回の監査においては、令和2年度及び令和3年度に執行された財務に関する事務について概ね適正に執行されていることが確認できました。新聞・雑誌等の管理において、納品日が細かく書き留められており、履行等確認日の確認に役立つように管理されていました。その他の文書においても、文書管理システムやファイル管理表を有効にいかし、文書や事務の流れが見える仕組みが定着していることが見てとれました。文書の適正な管理は、市議会の諸活動を市民に説明する責務を果たすことにつながる基本的かつ重要な活動ですので、今後も継続して取り組んでください。

議会事務局が適正な事務処理を的確に行うことは、市議会の効率的な運営と透明性の向上につながります。引き続き、よりよい市政の実現に寄与されますよう切に期待します。